

第7節 遊技場

(居室の廊下の幅)

第46条 次の各号のいずれかに該当し、周囲を壁、天井、戸等により区画された専ら遊興の用に供する小規模な居室（以下この節において「個室」という。）を有する遊技場（以下この節において「個室ビデオ店等」という。）の用途に供する建築物（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以内のものを除く。以下この節において同じ。）で、その階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超えるものの個室に面する廊下（政令第119条の表に規定するものを除く。）の幅は、その両側に個室がある場合においては1.2メートル以上、その他の場合においては90センチメートル以上としなければならない。

- (1) フィルム若しくはビデオテープ、ビデオディスクその他電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に係る記録媒体又は電気通信設備を利用して映像を見せる役務を提供する業務を営む店舗
- (2) カラオケボックス
- (3) インターネットを利用させ、又は漫画等を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗
- (4) 店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業を営む店舗
- (5) その他これらに類するものとして規則で定めるもの

本条は、個室ビデオ店等について、個室を利用していた客が避難する際に、それぞれの個室から廊下へ集まり混雑することが予想されることから、客が避難時に利用する廊下の幅を定めたものです。なお、幅とは有効幅員をいい、廊下に手すり等を設けた場合は、当該手すり等の内法の幅が有効幅員となります。

個室ビデオ店等とは、次の(1)から(5)に該当する用途で、個室を有するものをいいます。

- (1) 個室ビデオ店
- (2) カラオケボックス
- (3) インターネットカフェ・漫画喫茶等
- (4) テレフォンクラブ
- (5) その他これらに類するものとして規則で定めるもの（規則未制定）

本節における個室とは、周囲を壁、天井、戸等により区画された専ら遊興の用に供する小規模な居室をいい、トイレ、シャワー室、客が直接利用しない事務室等は含まれません。

廊下の幅については、政令第119条の規定がありますが、同規定が適用されない小規模なものに対し、条例により制限を附加したものです。なお、政令第119条の規定の適用を受ける場合については、規定された廊下の幅を確保する必要があります。

(直通階段)

- 第47条** 個室ビデオ店等の用途に供する建築物は、その用途に供する階（避難階を除く。）に個室を有する場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。ただし、その用途に供する階が5階以下の階で、その階における居室の床面積の合計が50平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で政令第123条第2項又は第3項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である5階以下の階でその階の居室の床面積の合計が50平方メートルを超えないものについては、この限りでない。
- 2 主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている場合における前項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「50平方メートル」とあるのは、「100平方メートル」とする。
- 3 第1項本文の規定により避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設ける場合において、個室ビデオ店等の用途に供する居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間がある場合における当該重複区間の長さは、政令第120条に規定する歩行距離の数値の2分の1を超えてはならない。ただし、当該居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

本条は、個室ビデオ店等における火災等の避難時に、1つの経路が遮断された場合でも、異なる経路で安全に避難ができるよう、避難経路の確保について定めたものです。

1 第1項関係

二方向の避難経路が確保できるよう、個室を有する階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けることを規定しています。なお、前条と同様、個室ビデオ店等の用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものに限り適用されます。

2 第2項関係

第1項の規定に対して、主要構造部を耐火構造等とした建築物の場合は、政令第121条第2項と同じく緩和措置を設けています。

3 第3項関係

個室ビデオ店等に供する居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間がある場合、当該重複区間の長さの限度を定めています。なお、ただし書では避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合、政令第121条第3項と同じく緩和措置を設けています。

(客用の出口)

第48条 個室ビデオ店等の用途に供する建築物で、その用途に供する階に個室を有する場合においては、その階における構えには、廊下若しくは広間の類又は階段（当該構えが避難階にある場合にあっては、廊下若しくは広間の類又は屋外）に通ずる2以上の客用の出口を設けなければならない。

2 前項の規定により設ける廊下又は広間の類に通ずる客用の出口に戸を設ける場合は、引き戸又は開放した場合において自動的に閉鎖する構造である外開きの戸としなければならない。

本条では、個室ビデオ店等における火災等の避難時の混乱を避けるため、客用の出口について定めたものです。

1 第1項関係

一の出口に客が集中することによる混乱等を避けるため、2方向に避難できるよう、図48-1のとおり店舗からの出口を2箇所以上設置するよう定めています。

なお、「構え」とは、独立した使用が可能で、管理についての権限が一の部分（一般には、店舗の区画）をいいます。

2 第2項関係

店舗の出口における外開きの戸については、避難時に開放された状態により、廊下等の幅員を狭め、避難上支障となる可能性があるため、開放した場合において自動的に閉鎖する構造とするよう規定しています。

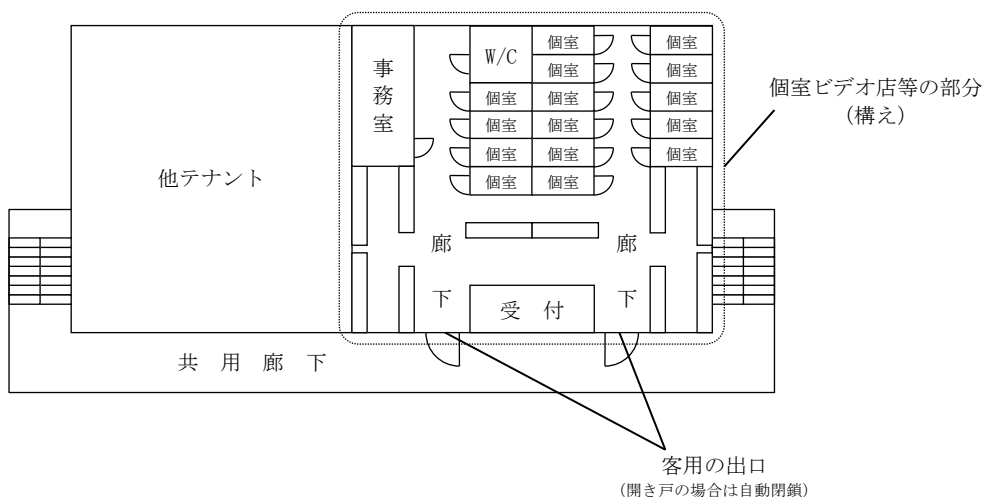


図48-1 客用の出口の例

第8節 公衆浴場

(火たき場等の構造)

第49条 公衆浴場の火たき場の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 周壁、天井（天井がない場合にあつては、屋根）及び床を耐火構造（天井にあつては、政令第107条第1号又は第2号の規定のうち床に関する規定に適合する構造）とすること。
- (2) 開口部には、政令第112条第19項第1号の規定に適合する特定防火設備を設けること。
- (3) 天井の高さは、2.1メートル以上とすること。

2 公衆浴場の燃料倉庫及び灰捨場は、周壁を不燃材料で造り、開口部には不燃材料で造られた戸を設けなければならない。

本条は、常時火気を使用している公衆浴場における火たき場（ボイラー室を含む）、燃料倉庫及び灰捨場の構造を定めたものです。

なお、ふろがまやボイラーの構造については、藤沢市火災予防条例（昭和48年条例第10号）においても規定がありますのでご注意ください。